

## よくある問い合わせ事項 (Q &amp; A)

## 【応募に対する所属機関の事前承諾について】

「Q」 応募の際に、所属機関の承諾書が必要ですか。

「A」 必要ありません。

ただし、研究責任者として決定後は、防災科研と研究者が研究開発を実施する研究機関との間で委託研究契約を締結することになりますので必要に応じて研究機関への事前説明等を行って下さい。

## 【応募者の要件について】

「Q」 非常勤の職員（客員研究員等）でも応募は可能ですか。また、研究開発期間中に定年退職を迎える場合でも応募は可能ですか。

「A」 研究開発期間中、国内の研究機関において自らが研究開発実施体制をとれるのであれば可能です。

なお、研究開発実施期間中に研究責任者が定年を迎える場合、研究開発チーム提案書の【その他特記事項】に定年後の研究開発実施体制に関する考えや予定を記入して下さい。具体的な体制について、面接審査にて詳しい説明をお願いすることがあります。また、面接審査時に可能であれば、所属（もしくは予定している）機関の長による機関内での身分保障等を明記した承諾書の提出をお願いすることもあります。所属機関長とは人事権を有する長のことを指します。

## 【重複応募について】

「Q」 「研究責任者」として応募し、かつ他の応募提案に「主たる共同研究者」として参加することは可能ですか。

「A」 応募は可能ですが、それらの応募提案が採択候補となった際に、研究開発内容や規模等を勘案した上で、

研究開発費の減額や、当該研究者が実施する研究開発を1件選択する等の調整を行うことがあります。

ただし、研究責任者と、主たる共同研究者とが互いに入れ替わって、同一の研究開発項目内で複数件の提案を応募することはできません。

「Q」 他のSIP 課題に応募していますが、SIP（国家レジリエンス）に応募できますか。

「A」 応募は可能ですが、防災科研 公募以外の他の競争的資金制度等も含め、不合理な重複、過度な集中に当たると判断される場合は、採択時に調整させていただく場合があります。

「Q」 一つの機関が複数の研究開発項目に応募することは可能ですか。

「A」 可能です。

## 【決定後の異動について】

「Q」 研究開発実施中に研究責任者の人事異動（昇格・所属機関の異動等）が発生した場合も研究開発を継続できますか。

「A」 研究責任者自らが当該研究開発を支障なく継続できるという条件で研究開発の継続は可能です。

「Q」 研究開発実施中に移籍などの事由により所属研究機関が変更となった場合、SIPの研究開発費で取得した設備等を変更後の研究機関に移動することはできますか。

「A」 SIPの研究開発費で取得した設備等については、原則として、移籍先の研究機関へ譲渡等により移動することとなっています。

## 【研究開発費の記載について】

「Q」 研究開発課題提案書に、研究開発費の積算根拠や年度毎の予算を記載する必要はありますか。

「A」 研究開発費の積算根拠は必要ありませんが、費目ごとの研究開発費計画や実施項目ごとの研究開発費計画を研究開発課題提案書の所定の様式に記載して下さい。

また、面接審査の対象となった方には、研究開発費の詳細等を含む補足説明資料の作成を依頼する予定です。

「Q」 研究開発課題提案書（様式3）のうち、「3. 研究開発費計画」○費目別の研究開発費計画（研究開発課題全体）の記入に当たって、研究の委託に関する費用をどの費目に記入すればよろしいですか。

「A」 本事業では、研究開発機関・共同研究開発機関から他機関への研究開発要素を含む委託（再委託）を原則として認めていません。

（公募要領86ページQ & A 参照）

\*研究開発要素を含まない検査業務等の請負業務であれば、様式3の「Vその他」へ計上し、

研究開発要素が含まれるのであれば、委託は認められませんので、当該委託機関の共同研究開発機関への参画を検討して下さい。

「Q」 研究開発要素を含む/含まないの判断基準を教えてください。

「A」 研究開発要素を含む、含まないの判断は、発注の内容や発注先の成果の完成義務等に基づいて、次の基準・考えに照らして判断して下さい。

具体の事例で判断に迷う場合は、御連絡下さい。

## ○再委託に該当しない（研究開発を含まない）場合

発注者が、成果の完成、業務の完了を明示して、指示した役務仕様、手法、方法等により受注者が業務を実施し、成果の完成を約するもの。

（この場合、受注者は、成果の完成・業務の完了の義務を負います）

例えばソフトウェアプログラムの作成といった成果の完成を明示し、役務仕様に基づき作業を外注する契約は、再委託には該当しません。

## ○再委託に該当する（研究開発を含む）場合

発注者が、業務の目的、テーマを明示して、受注者が自己の裁量と責任により、委託された業務を実施するもの。（この場合、業務実施により生じた知的財産権は、基本的に受注者に帰属します。）

## 【研究開発費総額について】

「Q」 8月1日に公表されました「SIP 2018年度公募要領」の33ページ※2によると『初年度の研究費の上限はP23に記載してある額までとし、研究開発費総額の上限はP23に記載してある額の5倍までとします』とされています。これによると、例えば、研究開発項目IV、災害時地下水利用システム開発は、初年度の研究費の上限は2億円、研究開発費総額の上限は10億円となります。2019年度から2022年度までの研究開発費については、総額8億円を超えない範囲であれば各年度の費用は上下しても構いませんか（2億円を超える年度もあれば、2億円に達しない年度もあっても構いませんか）。

「A」 構いません。ご認識のとおりです。

（例えば、2018年度から2022年度までの間で、2億+3億+1億+3億+1億=10億といった研究開発費計画が可能です。）

【研究開発実施体制・予算配分について】

- 「Q」 研究開発実施体制の編成及び予算配分に関して、適切とは認められない例を教えてください。
- 「A」 提案されている研究開発構想に対する実施体制が、研究責任者の担う役割が中心的ではない、研究開発の多くの部分を請負業務で外部へ委託する研究開発構想における共同研究開発機関の役割・位置づけが不明、共同研究開発機関の役割・位置づけを勘案することなく研究開発費が均等割にされている予算計画等が考えられます。
- 「Q」 研究開発課題提案書に記載した研究開発実施体制及び予算総額を、面接時に変更することはできますか。
- 「A」 研究開発課題提案書に記載された内容で選考を行いますので、変更が生じることのないよう提案時に慎重に検討下さい。  
なお、研究責任者の決定に際し、PDからの指示により変更を依頼することはあります。

【協力機関への資金配分について】

- 「Q」 公募要領p41の「協力機関」に該当する機関に向けて、資金を共同研究機関から配分することは可能ですか。  
SIPにおいては再委託は認められないものと認識しておりますが、管理法人からの資金配分における「協力機関」の位置づけについて教えてください。
- 「A」 共同研究開発機関から協力機関に対し、資金（防災科研からの委託研究費）を配分することは出来ません。  
（もちろん、外部機関（協力機関）と必要な請負契約、役務契約等を締結し、その対価を委託研究費から支払うことは可能です）  
また、研究開発の実施機関は、研究開発機関と共同研究開発機関であり、実施機関である当該機関と防災科研は委託研究契約を締結し、研究開発に必要な資金（委託研究費）を配分いたしますが、協力機関は、研究開発や実施機関に対し支援・協力する機関であり、研究開発の主体ではないため、防災科研から研究費は配分しません。  
なお、例えば、共同研究開発機関が協力機関（専門家）に対し、委託研究の推進に必要な助言・協力を依頼し、共同研究開発機関の所内規程に基づき、依頼した専門家に対し謝金や旅費を支出した場合、その経費を委託研究費から支出することは可能です。
- 「Q」 関連して、「協力機関」の「本研究開発に対して協力する」の協力内容としてどのようなものが想定されますか。  
公募要領には具体例が2点掲載されておりますが、共通する基準についてご教示下さい。
- 「A」 協力の内容について、基準はございません。  
（研究開発の内容やその実施体制等により外部から協力・支援を得たい内容は様々かと思えます。）

【再委託の可否について】

- 「Q」 「主たる共同研究者」が所属する研究機関との委託研究契約は、「研究責任者」の所属機関を介した「再委託」※の形式をとるのですか。  
※研究契約における「再委託」とは、研究責任者の所属機関とのみ防災科研が締結し、その所属機関と共同研究者の所属機関が研究契約を締結する形式のこと。
- 「A」 本事業では、「再委託」の形式はとりません。防災科研は、「研究責任者」及び「主たる共同研究者」が所属する研究機関と個別に委託研究契約を締結します。

【間接経費について】

- 「Q」 間接経費は、委託研究契約を締結する全ての研究機関に支払われるのですか。
- 「A」 委託研究契約を締結する全ての研究機関に対して間接経費をお支払いします。  
間接経費は、受託機関の種類に応じて、直接経費の10%または15%を上限としてお支払いします。
- | 受託機関の種類          | 間接経費の上限額     |
|------------------|--------------|
| 大学、独法、公益法人、中小企業* | 直接研究費の15%を上限 |
| 企業（中小企業*のぞく）     | 直接研究費の10%を上限 |
- \*：中小企業の定義は中小企業基本法第2条（中小企業者の範囲及び用語の定義）を準用し、採択時時点の状況において、判定いたします。

- 「Q」 間接経費の用途に制限はありますか。
- 「A」 本課題の間接経費は、科学研究費補助金（科研費）等の競争的研究資金に係る間接経費と違い、用途は、委託研究の実施に伴う機関の管理等に必要な経費に限定されます。  
よって、委託研究の管理等に関連のない経費への支出は不可となりますので、ご留意下さい。

【旅費について】

- 「Q」 急遽人手が必要になった場合など、当初予定していなかった者に旅行をしてもらう必要が生じる場合が想定されるが、研究参加者として登録していないと旅費の支給はできないのですか。
- 「A」 旅費計上の対象となるのは、①研究担当者（研究責任者・主たる共同研究者）、②研究開発実施計画書に記載の研究参加者。③外部専門家等の招へい対象者、です。研究開発実施計画書に記載の研究参加者については、研究開発機関又は共同研究開発期間に所属する研究者等で、本委託研究に参加する者です。業務上の必要性が認められれば随時追加することが可能です。

【外注費について】

- 「Q」 プログラムの作成などの業務を外部企業等へ外注することは可能ですか。
- 「A」 研究開発を推進する上で必要な場合には外注が可能です。ただし、その場合の外注は、研究開発要素を含まない請負契約によるものであることが前提です。研究開発要素が含まれる再委託は、原則としてできません。

【人件費について】

- 「Q」 直接経費で人件費の対象とならないのは、どのような場合ですか。
- 「A」 「研究責任者」及び「主たる共同研究者」の人件費は直接経費の対象ではありません。
- 「Q」 公募説明会資料の32ページによると、人件費・謝金は「本研究のために雇用する研究者等（研究担当者を除く）の人件費、人材派遣、講演依頼謝金等の経費」に充てられるとされています。一方、8月1日に公表されました「SIP 2018年度公募要領」の85ページ（Q&A）によると『「研究責任者」及び「主たる共同研究者」の人件費は直接経費の対象ではありません』とされています。  
研究開発機関及び共同研究開発機関のプロパー職員を、主たる研究者以外の担当者として様式2-2や様式2-3の体制表に掲載のうえ本研究に携わらせる場合は、そのプロパー職員の人件費を直接経費に計上しても問題ないか、教えてください。
- 「A」 公募要領85ページに記載のとおり、研究責任者と主たる共同研究者の人件費は、直接経費の人件費の対象ではありませんので計上できませんが、それ以外の研究担当者は、直接経費の人件費への計上が可能です。ただし、各機関のルールによっては不可としている場合もありますので、念のため、所属機関にご確認下さい。

「Q」 企業利益の付加について、当件研究に従事する研究担当者・研究者等の稼働単価金額に対し、一定の利益を内蔵させてよろしいですか。同様に、外部へのキャッシュアウト費用(例、プログラム開発等で生ずる人件費及び間接経費等)に対し、一定の利益を上乗せして請求することは可能ですか。

「A」 人件費に一定の利益を内蔵させることはできません。委託研究費にて充当できる人件費は、機関の給与規程等に基づき実際に支払われた給与(各種手当含む。)と機関等が負担した社会保険料です。また、外部機関へプログラム開発等を外注する場合、委託研究費(外注費)で計上できるのは、当該外部機関との請負契約(役務契約)等により、企業等へ実際に支払った金額(契約金額)です。

#### 【委託費の支払いについて】

「Q」 今回の分担機関への支払いは概算払いですか

「A」 支払いは概算払いです。

なお、年度終了後、機関の収支決算報告、収支簿、防災科研の額の確定調査(実地調査)等に基づき、委託研究費が確定され、これら調査等により委託研究費として認められなかった経費については、返納していただきます。

「Q」 委託研究費の支払いは年度末によらず、年度途中で年度委託金額の一部(発生分)をご請求可能ですか

「A」 委託研究費の防災科研から研究機関への支払いは、次のとおり定めています。

1)支払いの方法

・原則として『分割払い』(四半期毎の4回払い)とします。

・ただし、以下のいずれかに該当する場合は、『一括払い』とすることが可能です。

① 当該事業年度における直接経費の額が2,000万円以下の場合

② 第3四半期以降に契約が開始する場合

③ 変更契約に伴う追加払いの場合

④ 研究期間の最終年度にあたる場合

⑤ その他、特段の事由がある場合

#### 【委託費の確定について】

「Q」 委託費の金額が最終確定するのはいつ頃ですか。

「A」 事業年度終了後、5月31日までに委託研究実績報告書(兼)収支決算報告書や収支簿(その他必要書類含む)を防災科研へ提出していただき、防災科研が同書類や実地調査に基づき、委託研究費の金額を確定します。その時期は、8月~12月の予定です。

#### 【繰越について】

「Q」 1年目に高額な調達を行う場合、例えば、2018年12月契約、2019年5月納期などとするのが可能ですか。つまり、年度をまたぐ契約が可能ですか。

「A」 本件の場合、物品等調達の契約は2018年度内に行い、「納品・検収」及び業者への「支払い」が翌年度(2019年度)となることが「予め」分かっているのであれば、翌事業年度に予算計上して下さい。

契約を2018年度に行い、当初予想し得なかったやむを得ない事由により「納品・検収」及び業者への「支払い」が翌年度になる場合は、「契約済繰越」に該当し、原則として、大学等(公的機関)の場合は、変更契約により防災科研に委託研究費を返還することなく、委託研究費を大学等に存置したまま繰越が可能です。

(なお、繰越の理由が、やむを得ない理由かどうか、可否判断をさせていただきますので、ご承知おきください。)

大学等の会計規程、業者との契約において、部分検収、部分払い等が定められているのであれば、同規程等に基づき、2018年度に部分払いをすることは可能です。

「Q」 民間企業の場合、当事業年度における委託研究費の未使用額(10万円以上)を翌事業年度に繰越して使用する事が可能ですか。

「A」 企業等の場合、委託研究費の繰越については、次の通り定めており、上限は直接経費10万円と相当の間接経費を加えた額としています。

i) 繰越の対象

・事業年度末に判明する直接経費の執行残額(例:計画時には予想できない超過勤務費、消耗品費、消費税相当額等の見込み差額等)が発生する場合について、翌事業年度に本研究の実施のために直接的に必要な経費として有効に使用できることを前提に10万円を上限とする直接経費に相当する間接経費を加えた額を限度とする委託研究費を繰越することが可能です。この場合、変更契約による返還を行うことなく、委託研究費を研究機関に存置したまま繰越して下さい。

※上記に当てはまらない単なる予算の余剰・滞留は繰越の対象外です。

※当初予想し得なかったやむを得ない事由により研究開発実施計画書記載事項に変更が生じたもので、研究目的の達成のために10万円を超える直接経費を翌事業年度に執行する必要がある場合は、第3四半期までに研究担当者から防災科研課題担当者へご相談下さい。翌事業年度での執行が認められる場合は、変更契約を締結した上で、一旦、防災科研へ委託研究費を返還し、翌事業年度の委託研究費(予算)に振替えることで対応します。

#### 【英語について】

「Q」 外国籍の研究者が応募を検討しています。提案書の英語書式はありますか。日本語の書式に、英語で記載を行ってもよろしいですか。

「A」 提案書の英語書式は用意していません。日本語の書式に英語で記載して下さい。和訳の要約版を添付いただくと幸いです。(必須ではございません)

#### 【様式2について】

「Q」 同じ組織が複数のサブテーマを担当する場合、様式2の書き方はどうすべきですか。

「A」 研究開発項目単位で記述して下さい。様式2-3は1機関でも複数提出して下さい。

#### 【様式6について】

「Q」 様式6「論文・著書リスト(主たる共同研究者)」について、主たる共同研究者が複数いる場合は、主たる共同研究者1人につき様式6を1ページ程度記載して提出するのですか。

「A」 そのとおりです。

#### 【様式9について】

「Q」 本人受給研究費にはどんな金額を記載すればよろしいですか。機関として受け取っている研究費ではあるが当該研究者が担当している分の金額を記載すればよろしいですか。

「A」 提案書様式9の本人受給研究費は、機関が受給している金額のうち、本人が受給している(又は使用する)金額を記載して下さい。本人が受給(使用)する金額が明確でない場合は、機関が受給している金額を記載して下さい。

**【e-Radについて】**

「Q」 研究機関の登録申請と研究者の新規登録は同時に受け付けて頂けますか（同時に申請書を郵送して良いか）。

公募名は「国家レジリエンス（防災・減災）の強化」でよろしいですか。

「A」 e-Radに関するご質問につきましては、e-Radヘルプデスク（0120-066-877）へお問い合わせ下さい。

なお、下記のe-Radポータルサイトに登録方法について説明が記載されております。

<https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

公募名は、「戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）「国家レジリエンス（防災・減災）の強化」」です。

**【社会実装責任者・担当者について】**

「Q」 社会実装責任者・担当者は必ず研究開発チームの各機関に置かなければならないのですか。研究責任者、主たる共同研究者が兼ねても良いのですか。

「A」 社会実装責任者は、研究開発チームに必ず1名置いて下さい。公募要領2ページの実施体制や3ページの構成図の例では、研究開発機関に社会実装責任者を置いています。研究開発機関、共同研究開発機関のどちらに置いても構いません。また、その社会実装責任者を配置する機関を除いた研究開発機関、各共同研究開発機関に社会実装責任者を必ず1名置いて下さい。なお、社会実装責任者・担当者を、研究責任者、主たる共同研究者が兼ねることは可能ですが、専任が望ましいと考えております。

「Q」 社会実装責任者・担当者は機関に属する者である必要がありますか。外部有識者、例えば、省庁に属する者に依頼しても良いのですか。

「A」 社会実装責任者・担当者は、機関に属する者である必要があります。

**【社会実装責任者・担当者の役割・資質について】**

「Q」 社会実装責任者・担当者の役割は何ですか。また、どのような資質・経験が求められているのですか。

「A」 本課題では、研究開発成果の確実な社会実装を実現するため、実装先となる関係機関が当初から参加してユーザーサイドのニーズを研究開発段階から反映していくこと、また、訓練や実際の災害現場で実証を重ねることが求められます。このため、責任者はチームを代表して、担当者は機関を代表して、社会実装に向けて、これら活動の企画・立案、実施する際の、チーム・機関内の管理・調整、他のチーム・機関との交渉や調整を行う役割が求められます。

資質・経験については、それぞれの機関の役割において、求められる役割、経験等が異なるかと思えます。提案書に経歴・経験記入欄がありますが、これまでに研究成果を社会実装に結びつけた経験、結びつける活動の経験等がありましたら、どのような立場でどのような貢献をされたのか、記載下さい。

**【応募提案の形態について】**

「Q」 研究開発課題の提案は、各研究開発項目の全体を包括的に取り組む提案でなければならないのでしょうか。

「A」 原則は、各研究開発項目の全体を包括的に取り組む提案（包括提案）が基本ですが、公募要領23ページに示している研究開発項目Ⅰ・ⅡのA～ウの項目については、個別の単独提案（要素技術提案）を受け、包括提案にこれら要素が含まれていなくても構いません。他の研究開発項目については、原則、公募要領8ページ以降に掲げている各研究開発項目の研究内容・要素技術開発に取り組むことを基本としております。

**【要素技術提案の場合の実施体制について】**

「Q」 要素技術提案の場合でも、研究責任者・主たる共同研究者、社会実装責任者・担当者を置かなければならないのでしょうか。

「A」 要素技術提案での応募では、単独の研究機関又は少数の研究機関からなる研究開発チームを想定しておりますが、包括提案型と同様に、応募者は、研究責任者となりますし、共同研究開発機関の代表者は主たる共同研究者となります。e-Radでの応募の際も、研究責任者、主たる共同研究者を入力して下さい。

社会実装についても、包括提案と同様に、責任者を要素技術提案の研究開発チームに必ず1名置いて下さい。また、その社会実装責任者を配置する機関を除いた研究開発機関、各共同研究開発機関に社会実装責任者を必ず1名置いて下さい。

社会実装責任者・担当者を、研究責任者、主たる共同研究者が兼ねることは、包括提案と同様に可能ですが、専任が望ましいと考えております。

「Q」 要素技術提案の場合でも、「単独の研究機関または少数の研究機関からなる研究開発チームを想定」とあるが、「少数」とはいくつまでですか。

「A」 「単独の研究機関または少数の研究機関からなる研究開発チーム」はあくまで「想定」であり、機関数の制限はありません。

単独の研究機関による提案や多数の研究機関からなる研究開発チームによる提案でも構いません。

**【要素技術提案の研究開発費の規模・採択件数について】**

「Q」 公募要領23ページに、研究開発項目毎の2018年研究開発費（提案の上限）が示されていますが、要素技術提案の場合の、研究開発費の規模（提案の上限）は設定されているのでしょうか。また、採択予定件数は何件でしょうか。

「A」 要素技術提案での研究開発費の規模は、具体的に示していませんが、研究開発項目毎の研究開発費（提案の上限）を考慮して、ご提案下さい。

採択予定件数は、包括提案と同様に1件程度と考えておりますが、研究開発内容や研究開発体制の変更・組み替え等を条件に、複数採択する場合があります。

**【産業界からの投資について】**

「Q」 評価基準に「産業界（民間企業）からの投資の見込みが大きいこと」が、掲げられていますが、これは絶対条件なのですか。

「A」 第2期SIPでは、研究開発成果の事業化・実用化、普及を促進する仕組みとして、これらの取組みを担う民間企業による民間投資の要素が新しく組み込まれました。本課題においても、研究開発成果の社会実装に向けて、衛星、AI、ビッグデータ等で災害に係る新技術の研究開発においては、ビジネス展開の観点から産業界（民間企業）の参画が期待されることから、公募の審査にあたり評価項目としています。

そのため、民間投資として大きな貢献を想定している研究開発課題は、内容によってはプラス評価としますが、民間投資が必須条件、絶対条件ではありません。

**【研究開発内容の変更、体制の組み替えについて】**

「Q」 採択にあたって、条件が付されたり、研究開発内容の変更や体制の組み替え等を求められることはあるのですか。

「A」 本課題の研究開発計画の目的・趣旨や、最適な研究体制の構築を目指して、審査の過程においてPDが応募者に対して、研究開発内容や体制の組み替え等の要請を行い、その結果により選定を判断する場合があります。

また、要素技術提案により応募し採択された場合は、包括提案により採択された研究開発チームへ加わり（場合によっては包括提案の一部の研究機関と交替して加わり）、研究責任者の指揮の下、共同研究開発機関として、研究開発を実施することになります。

**【面接審査の代理出席について】**

「Q」 面接審査会（9月13日・20日）の日の都合がつかない場合、代理に面接審査を受けさせてもよろしいですか。あるいは、面接審査の日程を変更してもらうことはできますか。

「A」 面接審査時の代理はお断りしています。また、公募審査委員会等の日程を調整した結果決定された日程であり、日程の再調整はできません。

**【提案書の産業界からの投資見込額について】**

「Q」 提案書（様式1）「（7）産業界からの投資」に「各年度の投資見込額とその内容を具体的に記入下さい。」とありますが、どの程度記入すれば良いのでしょうか。

「A」 投資する民間企業名、その各年度の投資見込額とその内訳（人件費・物品費・外注費等）を、可能な範囲で記載願います。

**【研究者番号について】**

「Q」 提案書の様式にある研究者番号とは何ですか。

「A」 e-Rad（府省共通研究開発管理システム（<http://www.e-rad.go.jp/>））へ研究者情報を登録した際に付与される8桁の研究者番号を指します。応募はe-Radより行うこととなりますが、e-Radの利用に当たっては、事前にe-Radへの研究者情報の登録が必要です。e-RadログインIDがない方は、所属研究機関の担当者、もしくはe-Radヘルプデスクに問い合わせして下さい。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きをして下さい。

**【取得物品について】**

「Q」 取得した設備等物品の所有権は、誰に帰属しますか。

「A」 <大学等の場合>

防災科研との委託研究費（研究開発費）により大学等が取得した設備等については、大学等に帰属するものとします。

<企業等の場合>

防災科研からの委託研究費（研究開発費）により企業等が取得した物品のうち、取得価額が50万円以上、かつ使用可能期間が1年以上の設備等の所有権は、防災科研に帰属し、取得価額が50万円未満又は使用可能期間が1年未満のもの所有権については企業に帰属するものとします。

なお、50万円以上かつ使用可能期間が1年以上の設備等は、研究開発期間中は防災科研から企業に対して無償で貸与し、研究開発終了後は企業が買い受けるかもしくは固定資産税相当額で有償貸与となります。また、有償貸与期間後は企業が設備等を防災科研の基準により算定した評価額で買い取っていただくことになります。なお、これら設備等は、企業における善良な管理者の注意をもって適切に管理する必要があります（研究開発以外の業務に使用することはできません）。

**【大学等と企業等の区分について】**

「Q」 委託研究契約において、大学等と企業等に区分され、間接経費や取得物品の帰属、繰越可能金額で取扱いが異なるが、大学等と企業等の基準は何ですか。

「A」 「大学等」は以下に掲げる研究機関です。

ア 国立大学法人、公立大学、私立大学等の学校法人

イ 国公立研究機関、公設試験研究機関、独立行政法人等の公的研究機関

ウ 公益法人等の公的性格を有する機関であって、防災科研が認めるもの。

また、「企業等」は、民間企業等「大学等」以外の研究機関です。

**【知的財産について】**

「Q」 知財小委員会の構成員は研究開発チームのメンバーですか。

「A」 はい。

**【様式8について】**

「Q」 様式8「社会実装責任者・社会実装担当者の経歴・経験」について、複数の研究開発機関で研究チームを構成する場合は、社会実装責任者1人と複数の社会実装担当者の経歴・経験を全員分記載する必要がありますか。

「A」 はい、社会実装責任者1名と社会実装担当者（全員分）の経歴・経験を記載して下さい。

**【様式3について】**

「Q」 様式3の特記事項に、「研究開発費総額に占める割合が、人件費50%、旅費30%を超える場合は、その理由を本項に記載」とありますが、研究開発費総額とは、『参加する全ての研究開発機関の研究費の総合計額（5カ年）』という理解でよろしいですか？

「A」 研究開発費総額は、参加する全ての研究機関の研究開発費計画期間中の研究開発費総額です。

**【費目の流用について】**

「Q」 研究開発費の費目について、計画時と執行時で乖離が生じた場合、費目間で流用は可能ですか。

「A」 経費執行にあたっての、直接経費の費目間での流用については、本研究の目的に合致することを前提に、一定の条件のもと、流用が可能です。例えば、各費目における流用額が、当該事業年度における直接経費総額の50%（この額が500万円に満たない場合は500万円）を超えないときは、防災科研の確認を得ないで流用が可能です。詳細は、弊所ホームページ <http://www.bosai.go.jp/tender/study/>に掲載の「委託研究契約事務処理説明書」を確認して下さい。

**【学生への旅費支給について】**

「Q」 共同研究開発機関が大学の場合、主たる研究者が指導する大学生や大学院生を担当者として登録し、現地調査をさせる（旅費を充当する）ことは可能ですか。

「A」 学生への旅費の支給については、研究開発実施計画書に記載された者であり、本研究の実施に必要な場合には、研究機関の規程に従って計上・支給することが可能です。なお、教育目的のみでの計上・支給はできませんので、特に学部生等の取扱いについては、その必要性をより慎重に検討し、適切に判断して下さい。

**【旅費支給の際の証拠書類について】**

「Q」 旅費について、額の確定調査に向けて揃えておくべき書類は何ですか。

「A」 原則、支払いまでの過程が確認できる一連の証券類（出張命令（依頼）書、旅費計算の明細書・精算書、出張報告書等）を整備・保管して下さい。航空会社と法人契約を結んでいて、個人（旅行者）が航空賃を負担していない場合は、当該旅費において航空会社へ支出した際の証憑書類（契約書・請求明細・支出明細等）を整備・保管して下さい。また、鉄道で出張する場合に、目的地別の標準単価を設定している場合は、その規程等を提示して下さい。

【2年目以降の契約時期について】

「Q」 2019年度以降の委託契約の時期の見込みを教えてください。

「A」 本委託契約では複数年契約を予定しており、契約機関に空白期間が生じないようにしております。

その複数年度契約における年度更新の手続きは次のとおりです。

・委託研究費は事業年度ごとに防災科研の承認により決定される研究開発実施計画書記載の金額によることから、複数年度契約では、2年度目以降の当該事業年度の委託研究費を毎事業年度開始時に変更契約において定めます。

また同時に研究開発実施計画書記載の研究期間の範囲内で契約期間を1年ずつ延長します。（当事業の複数年度契約における契約開始時の契約期間は、原則として「2年度」が上限となります。）

≪ 例：研究開始日 平成30年10月1日 ≫

○ 初年度（研究開始）：研究開始日（H30.10.1）から翌年度末日（H32.3.31）までの契約期間で締結

○ 2年目（年度更新）：期初（H31.4.1）に変更契約にて研究期間を1年間延長（H33.3.31まで）

【研究開発チーム内の知財利用費用について】

「Q」 共同研究開発機関（民間企業。以下「企業A」という。）が、同じ研究開発チームに属する別の共同研究開発機関（民間企業。以下「B企業」という。）が開発・販売しているソフトウェアをもとに、本研究でソフトウェアを開発することを検討しています。企業Aの研究開発費計画には、B企業が開発・販売しているソフトウェアのライセンスを市場価格で購入する費用を計上することは可能ですか。

「A」 公募要領4 ページ「知財に関する事項」（5-3）バックグラウンド知財権の実施許諾 では、

・他のプログラム参加者へのバックグラウンド知財権の実施許諾は、当該知財権者が定める条件あるいはプログラム参加者間の合意に従い、知財権者が許諾可能とします。

としており、当該ソフトウェアの知財権者であるB企業又は研究開発チーム間の合意において、有料で提供することが確認されているのであれば、費用を計上することは可能です。